

みんなでささえる国保会計



～後期高齢者医療保険制度へ切り替わる方の被扶養者の方の手続きについて～

勤め先の健康保険に加入している被保険者が後期高齢者医療保険制度へ切り替わった場合、その被扶養者だった75歳未満の方は、他の健康保険の扶養に入るか、国民健康保険に加入する必要があります。

後期高齢者医療保険制度へ切り替わる方

- 75歳に年齢到達した方
- 65歳以上75歳未満の方で一定の障がいにより後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方

被扶養者だった方が他の健康保険に加入されず黒潮町国民健康保険に加入する場合は、本庁または佐賀支所の担当窓口で手続きをする必要があります。

以下の必要なものをそろえて、14日以内に手続きを行ってください。

対象者

後期高齢者医療保険制度へ加入する被保険者本人の被扶養者の方で、74歳以下の方



必要なもの

- ①被用者保険の資格喪失日が分かるもの
- ②マイナンバーのわかるもの

～国民健康保険税減免制度について～

勤め先の健康保険に加入している被保険者が後期高齢者医療制度に加入することにともない、国民健康保険に新たに加入することとなった65歳以上75歳未満の被扶養者の方の国保税については、申請により軽減が受けられます。

- 軽減の詳しい内容は国保税担当までお問い合わせください。
- 国保税は、国保に加入した日から月割りで賦課され、翌月からの納付となります。

このほかにも不明な点などがありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係

住民税係(国保税担当)

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎43-2800

☎43-2816

☎55-3112